

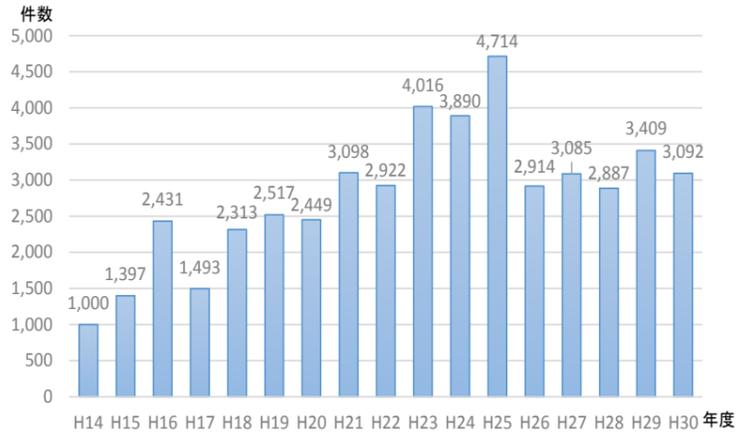
富山県DV対策基本計画（第3次）について

1 これまでの取り組み

年月	国	県
H13.10	DV防止法施行	
H14.4		県女性相談センターを配偶者暴力相談支援センターに位置付け
H16.12	改正DV防止法施行	
H18.3		県DV対策基本計画策定(H18～H20)
H20.1	改正DV防止法施行	
H21.3		県DV対策基本計画（第2次）改定(H21～H27)
H26.1	改正DV防止法施行	
H28.3		県DV対策基本計画（第3次）改定(H28～R2)
R2.4	改正DV防止法施行	

資料3参照

〔DV相談件数〕



【相談件数】（県女性相談センター、県民共生センター）
 ※女性相談センターの相談件数には、富山市、高岡市、南砺市（H22年度～）、黒部市（H26年度～）の女性相談員が受け付けた件数を含む。

2 富山県DV対策基本計画（第3次）の概要 ※計画期間 平成28年度～32年度（令和2年度）

基本計画の目標（めざす方向）

男女が互いの人権を尊重し、配偶者からの暴力のない社会の実現

基本理念

- ◆DVは、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であること
- ◆被害者の人権や被害者本人の意思は尊重されるべきものであること
- ◆DVが行われている家庭の子どもや親族も被害者となること
- ◆DVの防止並びに被害者の適切な保護及び自立に向けた切れ目のない支援は国、県、市町村の責務であること
- ◆施策の推進にあたっては、国、県、市町村等の関係機関と民間団体等の連携・協働が不可欠であること

5つの基本目標

I 暴力の根絶を目指す社会づくりの推進

- 1 暴力の根絶を目指す社会づくりの推進
- 2 若年層への教育・啓発
- 3 調査研究への取り組み

II 通報への適切な対応と安心して相談できる体制の整備

- 4 発見・通報等に関する体制整備
- 5 通報への適切な対応
- 6 相談体制の充実
- 7 職務関係者等の能力向上への取り組みの強化
- 8 高齢者・障害者・外国人等への支援の充実

III 安全な保護体制の構築

- 9 女性相談センターを中心とした保護体制の整備
- 10 心身の健康回復に向けた支援
- 11 子どものケア体制の充実

IV 被害者の自立に向けた切れ目のない支援体制の強化

- 12 関係機関との連絡調整
- 13 生活基盤確立のための支援

V 関係機関等の連携・協働による効果的な施策実施体制の整備

- 14 地域における取り組みの強化
- 15 関係機関の連携協力体制の強化
- 16 民間団体との連携・協働の推進
- 17 苦情処理体制の整備

